

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(実施機関)

宛て

(ふりがな)

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律第77条第1項及び習志野市個人情報保護法施行条例第3条の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等 ※希望する方法にチェックを入れてください。

<p>(1) 以下の開示方法を希望します。</p> <p><input type="checkbox"/> 窓口での閲覧（又は視聴・聴取）希望</p> <p><input type="checkbox"/> 窓口での交付希望</p> <p><input type="checkbox"/> 郵送での交付希望（※郵送料は請求者負担となります。）</p> <p>(2) 以下の媒体での交付を希望します。（※希望する方法に対応できない場合があります。）</p> <p><input type="checkbox"/> 印刷したものの交付</p> <p><input type="checkbox"/> CD-Rに複写したものの交付</p>
--

3 代理人による請求の場合は、次の欄にも記入してください。

本人の住所及び氏名	住所
	ふりがな 氏 名
本人との関係 ※ 該当する区分を○ で囲んでください。	(1) 未成年者（ 年 月 日生）の法定代理人 (2) 成年被後見人の法定代理人 (3) その他(※具体的に記入してください。) 〔 _____ 〕

注 請求の際には、請求者自身であることを証明するために必要な書類(個人番号カード、運転免許証等)を提示し、又は提出してください。郵送請求、代理人による請求の場合、別途書類が必要となります。裏面の注意事項を御確認ください。

《市処理欄》(この欄には記入しないでください。)

本人等の確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他( ) <input type="checkbox"/> 代理人( )
所管課	電話番号 内線
備考	

<注意事項>

1 「氏名」「住所」

本人の氏名及び住所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所及び電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている行政文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

実施の方法については、希望する方法に対応できない場合があります。

4 本人確認書類等

(1) 窓口での開示請求の場合

窓口で開示請求をする場合は、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第22条に規定する個人番号カード、運転免許証等の書類を提示し、又は提出してください。

(2) 郵送での開示請求の場合

郵送で開示請求をする場合は、(1)の本人確認書類を複写したものに併せて、住民票の写し(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

(3) 代理人による開示請求の場合

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。代理人が法人の場合、別途提出書類がありますので事前にお問い合わせください。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書(ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。)を添付するか、又は②委任者の運転免許証、個人番号カード(個人番号通知カードは不可)等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。なお、印鑑登録証明書及び委任状は、その複写物による提出は認められません。